

シリーズ
ご存知ですか

受給資格が「10年」「15年」

「老齢年金」

8月1日から老齢年金の受給資格期間が25年から10年に短縮されました。(日本年金者組合などが要求して実現した) “25年”に足りなくて無年金の人にチャンス到来です。

をめぐりに、10年を満たすための調査方法のお知らせを出すとさせていただきます。この方法で調べてみましょう。

10年を満たす方法

- ①、働いていた会社社名を思い出して厚生年金の加入記録をさがす。
 - ②、国民年金を払ったのに未納になっていた期間を調べる。
 - ③、「カラ期間」をさがす。
 - ④、66歳(場合により70歳)前の方は、国民年金に任意加入して今から保険料を掛ける。
 - ⑤、「5年後納制度(注)」が使えるか年金事務所まで相談して、可能であればさかのぼり国民年金の保険料を掛ける。
- (注) 後納制度 国民年金の未納期間の保険料を過去5年までさかのぼって収めることが出来る制度です。2018年9月までに限りです。

老齢基礎年金の額は40年間1ヶ



月の未納もなく掛け続けて満額77万9300円です。10年では年額20万円弱です、受給は

嬉しいのですが到底暮らせる額ではありません。現在の年金制度を改善させるためにも社会保障費を増やすよう国に働きかけなければなりません。

任意後見制度とお墓について

- ①、判断能力がなくなった時の法的後見制度と、判断できるときに、あらかじめ自分のお世話をしてくれる人を定めておく、任意後見制度があります。
- ②、任意後見制度には判断能力があるが身体が動けない時にお願する委任契約と判断能力がなくなった時にすべてお願する任意後見契約があり同一人が二つの契約を結びます。
- ③、死んだ後の葬儀や部屋の片づけや役所、金融機関等の手続き、納骨までの全てを執行うのが死後事務委任契約です。
- ④、公正遺言証書の作成。残った財産を親族の誰に○
- ⑤、お墓について。一人暮らしや子や孫がいても将来お墓の管理はしないという人が増えていきます。無理にお墓を作るよりも川崎市の合同墓地や年金者組合の墓をお勧めしています。墓じまいをする人も増えていきます。
- ⑥、公証役場で契約書を作成するためお金がかかりますが、これで安心して眠ることが出来ますと大変喜ばれています。

(講師)相談センター所長
宮原 春夫

相談事例 (その144)

かながわ「生活相談ネットワーク」で相談の輪が

今年の4月のことです。川崎の宮原春夫相談センター所長から電話がありました。横浜市神奈川区に住んでいる20代の女性の生活のことでした。お母さんが川崎市に住んでいて宮原さんを知っているとのこと。

私には早速、お母さんと娘さんに事務所に来てもらい生活状況を詳しくお聞きしました。数年前から障害を発症して今働けな

いこと、障害者年金は受給しているとのこと。夫がいるが夫も体調不調により仕事が続けられなくなり前途を悲観していることでした。

相談の中で横浜市内に夫名義のマンションがありローンを支払い中であること、さらにマンションには父や兄弟が生活していることなど分かってきました。そこで夫にも来てもらい、神奈川県役所の生活支援課に一緒

絵手紙

田島町 外谷久枝さんの作品



くらしの相談センター だより

所長 宮原春夫 2017年9月 第168号

発行：くらしの相談センター
〒210-0005 川崎市川崎区東田町10-36 電話&FAX 246-6823
E-Mail h-miyahara@siren.ocn.ne.jp (HP) http://kurasino-soudan.jimdo.com/

読者のひろば

生活相談ネットワーク世話人
柴田 豊勝(元横浜市議)

迷ったとき、困ったとき、ぐらしの相談センターへ(無料です)

8月の相談内容と件数

(7月21日～8月20日に受けたもの)

相談内容	件数	
	当月	1-8月合計
住宅問題	4	30
生活保護	0	12
身障者問題	1	4
就職・仕事	0	5
医療・病院	0	10
市への要求	1	14
多重債務	0	2
架空請求	0	1
税金・年金	1	5
交通事故	2	3
子供問題	0	1
離婚問題	0	5
弁護士等の相談	5	29
不動産問題	0	15
後見・相続	3	15
その他	4	53
合計	21	204
開設からの総合計 (2003年9月)	6448	

8月の相談

今月も様々な相談が寄せられたが、弁護士にお願いしたものが1/4。その他は住宅問題、賃貸の場合契約内容を入居時に納得せずに長年住みメンテナンスや退去時の保証金問題でトラブルになっての相談がめについた。家を借りるときにはくれぐれも注意したい。

9月の予定

★**無料法律相談日**
9月19日(火)
午後6時30分～予約が必要です。時間が限られていますので用件はまとめて。

★**バザー**
9月16日(土)
9時30分～
ご協力お願いします。
★土・日・祝日は休み

ご参加
お待ちしております

ぐらしの相談セミナー
この時代を楽しく
賢く生きよう!!

〈特別出演〉
松元ヒロさん
テレビでは伝えない今を斬る
絵本「憲法くん」好評発売中

日時 2017年9月10日(日)
開場 午後1時40分
開演 午後2時
場所 川崎市教育文化会館
6階ホール

【参加協力券】
大人 2000円
中・高校生 1000円
障がい者 1000円
主催 ぐらしの相談センターセ
ミナー実行委員会 後援 川崎市

ぐらしの相談センター
境町相談所
(月・金) 午後1時より
受け付けています
電話 23315813
所長 片柳すすむ

「憲法改正」を唱え、ましてや期限を決めて「憲法改正」を行うなど、きわめて独裁的と言わざるを得ません。最近の都議選結果や支持

日時 9月16日(土)
18時15分開場
18時30分開演
場所 川崎市産業振興会館
1Fホール
参加費 500円

町内を流して踊る「おわら風の盆」
同大満足でした。
風の盆が行われる八尾町は人口8千人にも関わらず3日間で20万人を超える観光客であふれる時期です。節分から数えて210日に五穀豊穡を願って踊られます。
哀愁を帯びた胡弓の音色と稲



刈りの動作を男踊りと女踊りにしたおわら風の盆は、とても優雅で私たちを魅了しました。
2日目早朝宇奈月温泉の朝風呂で疲れをいやし、トロッコ電車で往復3時間の溪谷美を満喫し、断崖絶壁の場所にトロッコを走らせ、黒部第4発電所を建設した人間の力の偉大さに驚きました。
おいしい「たら汁」で舌鼓を打ち、緑一色の山あいを快適に走り、八ヶ岳高原の美しい空気で身も心も洗い流し、夜は「専門家による星空観察」に宇宙の大きさと魅力を実感させられました。
初めて参加された方も多く、強行スケジュールでしたが、みなさんとても楽しかったようです。「来年もぜひお誘いください」の言葉に相談センターの信頼も深まったことがとてもうれしい素敵な旅でした。

おわら風の盆と
黒部溪谷の旅に

「憲法を学び、安倍暴走内閣ストップの集い」のご案内



街頭宣伝行動に参加者した皆さん
立を求め市民の会として、「なんてんの会」は発足しました。その後、川崎駅や小杉駅前などの街頭宣伝や各政党への要請行動等を行っていきます。現在、賛同者は500名を超え組織も大きくなっています。
安倍首相は2020年の「新憲法」施行を目指すことを明言しています。特別職といえども、憲法で「憲法を守るべき立場にある」ことが明記されている国家公務員が「憲法改正」を唱え、ましてや期限を決めて「憲法改正」を行うなど、きわめて独裁的と言わざるを得ません。最近の都議選結果や支持

「憲法を学び、安倍暴走内閣ストップの集い」のご案内

健康保険適用
鍼・灸・訪問マッサージ
◆施術には各種健康保険が使えます。費用/1割負担の方で、往診料込で1回約400円。身体障害1～2級の方や生活保護法の方の治療費はかかりません。詳しくはお電話で。
川崎中央より・きゆう院本院
電話 044(244)1985

天下一の中華料理 天龍
☆大小宴会も承ります☆
ホームページ http://www.tenryu.gr.jp/
川崎区東田町6-17
tel 044-220-3460

困った時は、ご相談ください。
川崎医療生活協同組合
川崎協同病院
☆☆看護師大募集☆☆
川崎区桜本2-1-5
tel 044-299-4781 fax 044-299-4788
http://kawasaki-kyodo.hospi.jp